

都道府県の希少種保護条例による絶滅危惧種の種指定状況分析

1. 背景

- 平成 23 年 10 月現在、31 都道府県で希少種保護条例¹が施行されており、その全ての都道府県が「指定希少野生動植物種」制度²を有している。
- 平成 23 年 10 月現在、457 種（亜種、地域個体群含む）が指定希少野生動植物種（以下、「指定希少種」と略）に指定されている。

2. 目的

- 都道府県による指定希少種の指定傾向を把握するため、各指定希少種の都道府県別分布状況と条例による指定状況の関係を、環境省レッドリストのランク別に分析した。

3. 分析方法

- 指定希少種 457 種のうち、環境省レッドリストの絶滅危惧種（絶滅危惧 I 類：CR,EN 及び II 類：VU）に該当し、都道府県別分布データがある 303 種（動物 106 種、植物 197 種）を対象に各指定希少種の都道府県別分布状況を集計し、分布都道府県数に対する種指定都道府県数の割合（＝条例指定率、と呼ぶ）を求めた。
- なお、都道府県別の分布状況は以下のように把握した。
- 分析結果は、横軸に分布都道府県数、縦軸に条例指定率をとった散布図で示した。

動物	希少野生生物分布状況等データベース(環境省, 2011) ³ から検索。 上記に分布情報が無い場合、インターネット上の「日本のレッドデータ検索システム」(NPO法人野生動物調査協会、NPO法人Envision環境保全事務所, 2007) http://www.jpnrdb.com/ より各都道府県のレッドデータブック掲載状況をもって分布状況に代替した。 各都道府県の分布状況は、「1:生息－条例指定あり」、「2:生息－条例指定なし」に分類した。
植物	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 植物 I (維管束植物)(環境省, 2000)から抽出。 上記に分布情報が無い場合、インターネット上の「日本のレッドデータ検索システム」より各都道府県のレッドデータブック掲載状況をもって分布状況に代替した。 各都道府県の分布状況は、「1:生育－条例指定あり」、「2:生育－条例指定なし」、「3:現状不明・文献情報」、「4:絶滅」に分類し、集計対象は1～3までとした。

4. 結果

- 鳥類・昆虫類は広く分布する種でも指定する自治体も見られるが、多くは比較的限定された地域に生息する種が指定されている。
- 絶滅危惧のランクの高さが必ずしも指定率の高さとリンクしていない。VU でも限定的に生息する種は指定割合が高い。

¹ 希少野生動植物の保護に関する規定を有する条例（自然環境保全全般を対象とした条例の中で、希少野生動植物保護に関する規定を設けている場合を含む）

² 特に保護を図る必要がある種を指定し、捕獲・採取や譲渡しを原則禁止し、保護増殖事業の実施や生息地等保護区の指定により、種及び生息地の保護対策を図る制度

³ 分布情報は、環境省の自然環境保全基礎調査（第 2 回：昭和 56 年～第 6 回：平成 16 年）、農林水産省の田んぼのいきもの調査（平成 14 年～平成 21 年）を収録。



